

【建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料】

1. 非住宅部分(工場等以外)

適合性判定部分の床面積	モデル建物法	標準入力法
300㎡未満	82,000	214,000
300㎡以上2000㎡未満	137,000	346,000
2000㎡以上5000㎡未満	222,000	493,000
5000㎡以上10000㎡未満	290,000	608,000
10000㎡以上25000㎡未満	348,000	718,000
25000㎡以上	409,000	820,000

(単位:円)

2. 非住宅部分(工場等)

適合性判定部分の床面積	モデル建物法	標準入力法
300㎡未満	18,000	21,000
300㎡以上2000㎡未満	35,000	40,000
2000㎡以上5000㎡未満	89,000	96,000
5000㎡以上10000㎡未満	134,000	141,000
10000㎡以上25000㎡未満	167,000	175,000
25000㎡以上	207,000	216,000

(単位:円)

※1 工場等と工場等以外がある場合は、上記1及び2でそれぞれ算出した手数料の合計となります。

※2 工場等とは、建築基準法における用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。

※3 変更及び軽微な変更の場合は、変更後の床面積(増加する部分を除く)×1/2 + 増加若しくは減少する床面積により手数料を算定する。

※4 同一敷地内に複数棟ある場合は、建築基準法の単体規定が適用になる棟単位での申請となります。(建築基準法が一つの申請でも、適合性判定はそれぞれの棟単位で申請)